



令和3年度

自己評価報告書

学校法人諏訪学園
山形医療技術専門学校

1. 自己評価について

専修学校における学校評価は、平成19年の学校教育法及び同施行規則の改正により、自己評価の実施・結果の公表に関する義務、及び学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務が課されています。

本校では、「専修学校における学校評価ガイドライン」(文科省：平成25年3月)に基づき、自己評価・学校関係者評価実施規程を定め自己評価を行なっています。

2. 自己評価委員会

委員長	梶原賢	校長
委員	杉原敏道	教育部長
委員	磯部佳宏	総務部長
委員	武田貴好	教務課長
委員	長沼誠	理学療法学科長
委員	鈴木竜平	作業療法学科長

3. 自己評価の基本方針

自己評価により教育活動の質の向上、学校運営の改善強化をはかることともに、その過程を通じ教職員が学校の状況や目指すべき方向性を共有する。また、評価結果や改善方法を公表することにより、客観性、透明性を高める。

4. 教育目標並びに重点的に取り組むことが必要な目標や計画

教育目標

- 自ら学び、考え、行動する人材を育成する。
- 幅広い教養を身につけ、人間性の陶冶に努める。
- セラピストの基礎・基本となる知識・技能体得に努める。
- 専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成する。
- 医の倫理に基づいた幅広い人格形成と社会のニーズに対応できる人材の育成に努める。

重点的に取り組むことが必要な目標や計画

教育目標の実現に向けて、次の重点目標を掲げる。

- ◎研修に積極的に参加し、学習の主体性を図るための研鑽に努める。
- ◎授業第一とし教育課程編成の研究・工夫に努める。
- ◎内部評価に加え、開かれた学校として外部評価を踏まえ、より充実した教育活動となるよう努める。
- ◎地域医療、イベント等に積極的に参加し、人とのふれあい、思いやりの心を育む。
- ◎授業、実習のほか特別講師による講話を開催し、他との対峙のあり方を育む。

5. 評価項目の達成及び取組状況

自 己 点 検 表

令和3年度

山形医療技術専門学校

1. 学校の教育目標

- 自ら学び、考え、行動する人材を育成する。
- 幅広い教養を身につけ、人間性の陶冶に努める。
- セラピストの基礎・基本となる知識・技能体得に努める。
- 専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成する。
- 医の倫理に基づいた幅広い人格形成と社会のニーズに対応できる人材の育成に努める。

2. 重点的に取り組むことが必要な目標や計画

教育目標の実現に向けて、次の重点目標を掲げる。

- ◎研修に積極的に参加し、学修の主体性を図るための研鑽に努める。
- ◎授業第一とし教育課程編成の研究・工夫に努める。
- ◎内部評価に加え、開かれた学校として外部評価を踏まえ、より充実した教育活動となるよう努める。
- ◎地域医療、イベント等に積極的に参加し、人とのふれあい、思いやりの心を育む。
- ◎授業、実習のほかに特別講師による講話を開催し、他との対峙のあり方を育む。

3. 評価項目の達成及び取組状況

(1) 教育理念・目標

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・学校の理念・目的・育成人材像は定められているか（専門分野の特性が明確になっているか）	④	3	2	1
・学校における職業教育の特色を示しているか	④	3	2	1
・社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	④	3	2	1
・学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか	④	3	2	1
・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか。	④	3	2	1

① 現状と課題

教育理念・目標・育成人材像などの学内表示、ホームページ、シラバスへの掲載は継続的に行っている。また、オープンキャンパスや高校訪問、入学時オリエンテーションでも積極的に伝えている。さらに、より具体的に本校の教育方針を周知するために、3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を策定し、公表している。

学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会、実習指導者会議などを通じての業界のニーズ把握にも積極的に努めている。

② 今後の対策

3つのポリシーを、ホームページやパンフレット、募集要項等に掲載し、より具体的な教育方針、育成人材像の周知を図る。

学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会、実習指導者会議などを通じて業界のニーズ把握にも継続的かつ積極的に努める。

(2) 学校運営

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・目的等に沿った運営方針が策定されているか	④	3	2	1
・運営方針に沿った事業計画が策定されているか	④	3	2	1
・運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか。有効に機能しているか	④	3	2	1
・人事・給与に関する規程等は整備されているか	④	3	2	1
・教務、財務等の組織整備など、意思決定システムは整備されているか	④	3	2	1
・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制は整備されているか	4	③	2	1
・教育活動等に関する情報公開が適切になされているか	④	3	2	1
・情報システム化等による業務の効率化が図られているか。	4	③	2	1

① 現状と課題

学校運営については、運営委員会、入試委員会、教務委員会を核とした委員会で協議の上、全体で意思決定を行っている。また、重要事項については、学園の理事会に諮り承認を受けている。

教務、財務等の組織は整備されており、意思決定システムについても整備されている。

ホームページを中心に本校に関する情報を発信している。

② 今後の対策

新型コロナウイルス感染症により様々な環境が変化していることから、事業計画などの見直しを実施するとともに柔軟に対応していく必要がある。

引き続きホームページやSNSを通じ本校の教育活動等の情報公開を積極的に行う。

(3) 教育活動

評価項目	適切・・・4	ほぼ適切・・・3		不適切・・・1
	やや不適切・・・2			
・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか	④	3	2	1
・教育理念、人材育成像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学修時間の確保は明確にされているか	④	3	2	1
・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	④	3	2	1
・キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか	④	3	2	1
・関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか	④	3	2	1
関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技実習等）が体系的に位置付けられているか。	④	3	2	1
・授業評価の実施・評価体制はあるか。	④	3	2	1
・職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか。	4	③	2	1
・成績評価、単位認定進級・卒業判定の基準は明かになっているか。	④	3	2	1
・資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的位置づけはあるか	④	3	2	1
・人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	④	3	2	1
・関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含む）を確保するなどマネジメントが行われているか	4	③	2	1
・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか	④	3	2	1
・職員の能力開発のための研修等が行われているか	4	③	2	1

①現状と課題

学内教育の充実を図るため、授業における教員間の相互評価を継続的に実施し教育力の向上に努めるとともに、非常勤講師との連携をさらに図る必要がある。

教育課程編成委員会ならびに学校関係者評価委員会を通して、外部評価者から寄せられた意見を学内教育に反映する取り組みが行われている。また、学年ミーティングを行い、科目担当教員と担任との連携、学科内での共通認識をもつようになっている。今後も、非常勤講師も含めた連携を図り教育活動に反映させる取り組みを継続する。

昨年度に続き新型コロナウイルス感染拡大予防のため臨床実習指導者会議を中止した。そのため、実習指導者との連携をより密に行うことで、実習をスムーズに遂行できるように配慮した。

理学療法学科の教育活動については、学会や研修会がコロナ禍によりオンラインとなるなかでも積極的に参加し、教員個々の研鑽ならびに教育の質の向上に努めてきた。また、学年ミーティングを定期的に開催し、各学年における問題点や各科目の進捗状況等の情報の共有を図り、学生にとって効果的な講義になるよう努めた。

作業療法学科の教育活動については、コロナ禍で移動等の制限があったもののオンラインを用いた学会や研修会への参加を促し、積極的な教育力向上を努めてきた。また、新入職した教員に対しては、積極的に他教員(他学科も含め)への授業参加を促し、教育力の向上に努めた。さらに、大学院へ入学し自己研鑽に励んでいる。学年ミーティングについても積極的に開催し、各学年・各教科間での意見交換を行った。しかし、学会発表や研修会の伝達など不十分な点もあり、さらなる取り組みが必要である。

②今後の対策

指定規則改正に伴う、新カリキュラムでの授業が進行している。より質の高い教育を行うため、授業の進め方や内容については今後も検討を重ねる。教員間の授業評価に関しては、期間を設定し、評価、改善、再評価のサイクルを実施できるようにする。特に新カリキュラムで追加となった科目は重点的に行う。

実習に関しては今後も指導者と密に連携を取りながら、学生にとって学修効果の高い実習になるべく継続的に努める。

地域の包括的支援サービスの提供体制推進に対する教員の研修等を含め研鑽を行い、学内教育に反映させる必要がある。

理学療法学科では、定期的な学年ミーティングを開催し、授業の進捗状況や学生の情報共有だけでなく、内容や展開方法等も議論し、より良い教育を提供するための取り組みを継続して行う。教員がオンライン等で参加した学会・セミナー等の内容を伝達する講習会の機会を増やすことで情報を共有し、教員の専門的知識や教育の質の向上を図る。

作業療法学科では、昨年同様科目同士の関連性、作業療法の一連の流れに沿った教授法を拡充する。そのために、専門領域にこだわらず担当を割り振り、どの領域においても教授できるように努めていく。また学会発表等の準備を計画的に行い、積極的に発信するように取り組む。研修会等の伝達に関しても報告会等を増やすことで、情報を共有し教員の専門知識や教育力の向上を図っていく。

(4) 学修成果

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・就職率の向上が図られているか	④	3	2	1
・資格取得率の向上が図られているか	④	3	2	1
・留年率の低減が図られているか	4	③	2	1
・退学率の低減が図られているか	4	③	2	1
・卒業生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	4	③	2	1
・卒業後のキャリア形成への教育活動がなされているか	④	3	2	1

① 現状と課題

国家試験の合格率維持・向上のため、各学年において計画的に国家試験対策を行っている。また、普段から基礎学力の向上を図るような指導体制を強化し、科目担当と担任さらに学科間で

連携しながら授業を行った。4 年次においては、各教員が数名の学生を担当しながら個別に指導し、徹底的に苦手分野を克服させている。

理学療法学科では、就職率ならびに国家試験合格率は引き続き 100%を達成することができた。学科としての取り組みとしては一定の成果があったものとする。しかしながら、卒業生数は入学定員数の 92.5%であり昨年度とほぼ同様であった。

留年・退学者数については昨年度とほぼ同数(総定員数の約 8%)であったが、留年者は無くその全てが退学者であった。その原因の多くは 3、4 年生における実習での不合格であり、更なる低減を図るために学外実習における対策強化を継続する必要がある。また本年度は 1 年生の退学者が目立ち、その理由の多くが学習意欲の低下であった。その背景としては、学習内容および学習量が入学前の想像をはるかに超えていたことが挙げられた。さらに、学習において悩みがあっても周囲に相談することもなく学生個人の判断で退学の意味を示す学生も多くみられた。

作業療法学科では、就職率ならびに国家試験合格率 100%を達成することができた。学科の取り組みとしては一定の効果があったものと考えられる。卒業生数は入学定員数の 95%と、昨年度と同様であった。

留年・退学者については学科総数が定員総数を大きく割っていることから引き続き対応を強化しなければならない。留年・退学者は、1・2 年次の場合、科目単位の未修得が原因で留年となるものが多い。また、進路変更が理由の者も若干名いる。3・4 年生は臨床実習における不合格が原因であり、特に総合力を問われる場面で問題となる学生が見られるため、低学年時より習熟度の把握・強化、情意面や社会性を育て、演習等で一連の流れに沿った作業療法を展開していく必要がある。また、進路変更については、作業療法の魅力をしっかり伝えていく必要がある。

②今後の対策

留年・退学率の軽減を図るための対策として、3、4 年生に対しては実習で必要となる知識と技術の修得と、情意面に対するフォローを重点的に行う。実習を意識した授業を行い、より実践的な知識と技術の強化を図る。また、学生が受動的な学修ではなく、能動的に課題を持って学修に取り組めるような教育を行う。情意面への対策としてのスクールカウンセリングを継続し、学生の様々な問題の解決を援助し、総合的な教育活動を目指す。また、授業で学生が発言できる機会を増やし、コミュニケーションの苦手な学生も積極的に発言できる環境を提供する。さらに普段の学内において規則やマナーの遵守を徹底する。実習期間中は、実習の進捗が芳しくない学生や悩みを抱えている学生に対して、実習施設との連携を図りながら積極的にフォローを行う。さらに、実習前に行われる実習指導者会議を、指導者と学生の実習への導入がスムーズに行えるように企画する。また、1、2 年次の成績不振が留年・退学に直結していることから、GPA の分析を行い、学業不振者には早期から対策をとっていく。

卒業生に対する学会発表や論文作成の支援も継続して行うとともに、卒業後のキャリアについて把握する。また、令和 3 年度から、卒後のキャリア形成の一環として保育士免許取得を目指せる講座を開講している。

(5) 学生支援

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・進路・就職に関する支援体制は整備されているか	④	3	2	1
・学生相談に関する体制は整備されているか	④	3	2	1
・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか	④	3	2	1
・学生の健康管理を担う体制は整備されているか	④	3	2	1
・課外活動に対する支援体制は整備されているか	④	3	2	1
・学生の生活環境への支援は行われているか	④	3	2	1
・保護者と適切に連携しているか	④	3	2	1
・卒業生への支援体制は整備されているか	④	3	2	1
・社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか	④	3	2	1
・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか	④	3	2	1

①現状と課題

学生支援については、クラス担任制を採用していることから担任を中心とした支援体制をとっている。また、平成 29 年度よりスクールカウンセラーによるカウンセリングを依頼し悩みを抱える学生への支援を行なっている。定期的に健康診断を行い、学生の健康維持に努めている。新型コロナウイルスワクチン接種1回目2回目を県専修学校各種学校協会の職域接種として実施した。

令和3年度から授業料の納付方法を変更した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により授業料の納付が困難な学生に対し、支払い猶予など柔軟な対応をとり、学業継続を支援した。

課外活動に対しては、学生ボランティアの連絡調整や学生自治会からの要請があれば支援している。

就職支援については、新型コロナウイルス感染拡大予防のため例年実施している就職ガイダンスを中止としたが、求人情報を適切に開示し、今年度も就職率 100%を達成した。

今年度は感染症拡大により、自宅学習の時間が多くなったことで保護者にも理解、協力していただくよう連携をとった。さらなる連携強化を図るために、ホームページ等を活用し、情報提供を行っている。

②今後の対策

引き続き新型コロナウイルス感染対策を実施する。学内でクラスターが発生しないよう、始業時間を分ける、使用する教室を分けて接触機会を限定するなどの感染対策を実施する。

保護者との適切な連携を築くために、日常的な情報交換を行い、ホームページ等で保護者に向けた情報提供等を継続していく。

学生の相談(進路・学校生活等)に対する支援体制は整備されているが、さらに支援体制を強化するように努めていく。

新型コロナウイルス感染症の影響により授業料の納付が困難な学生に対し、引き続き支払い猶予など柔軟な対応をとり、学業継続を支援する。

令和 4 年度に学生寮を開設したので、遠方からの通学生、受験生に対して周知していく。

(6) 教育環境

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	4	③	2	1
・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修について十分な教育体制を整備されているか	④	3	2	1
・防災に対する体制は整備されているか	④	3	2	1

① 現状と課題

医療機器の入れ替えを行い教育上必要な設備の更新を行った。

臨床実習については、両学科とも円滑に実施できる体制をとっているが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で承認を得ている施設のみで実施することが出来ず、急きょ実習の受け入れを依頼し、実施した。また、一部の実習において感染状況により実習中止や日程変更を行った。

また、今年度もコロナ禍により、自宅学習をせざるを得ない状況になったが、ネットワーク環境をさらに整備し、オンライン授業でも滞りなく実施することができた。

防災については、大規模な地震の発生に備え、建物の点検を定期的に行うとともに、安否確認が迅速にできるよう体制を整備した。

② 今後の対策

施設設備の整備については、講義や研究等に支障がないよう計画的に更新、入れ替えを行う。

臨床実習については、感染状況に応じ的確に対応する。学生の安全、健康に配慮するとともに学習の進捗に影響が出ないよう慎重に検討、実施する。

(7) 学生の受入れ募集

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・学生募集活動は適正に行われているか	④	3	2	1
・学生募集活動において教育成果は正確に伝えられているか	④	3	2	1
・入学者選抜の制度や運営体制を整備し、公正に実施しているか	④	3	2	1
・学納金は妥当なものとなっているか	④	3	2	1

① 現状と課題

学生募集活動については、高校訪問、進路指導課の先生方への学校説明会、オープンキャンパス、進学ガイダンス等を実施している。県内各地区での出張講義を昨年度よりも回数を増やして実施した。広報活動の重点エリアを設定しPR活動を行い、志願者増加を図った。

オープンキャンパスでは、本校が求める学生像を十分理解した上で志願してもらうために、入試概要や教育方針、学生生活、国家試験・就職状況等について適切な情報提供を行っている。また、アンケートを実施して次のオープンキャンパスに反映するように努めている。また、コロ

ナ禍で開催できていなかった春のオープンキャンパスを規模縮小してではあるが実施することができた。

入学生へのアンケートでは、オープンキャンパスへの参加で受験を決めた学生が約半数おり、オープンキャンパスの効果が表れている。

入学者選抜に関しては、新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインに従い実施し、無症状濃厚接触者の受験機会も確保した。

②今後の対策

現在行っている広報活動、学生募集活動を継続し、本校の魅力や特色をPRしていく。高校生の情報収集がスマートフォンによることから、スマートフォン対応のホームページにし SNS を利用した情報発信等を行っているが、ニーズを把握し、より魅力的なコンテンツにしていく必要がある。また、広告媒体などの web を利用し、より広範囲への PR をする。

オープンキャンパスや進学ガイダンス等を通して、生徒や保護者に対し適切な情報を発信して学生募集に努める。また、体験内容に関しても、複数年参加する生徒もいることからマンネリ化しないように吟味していく。

県外への高校訪問に関しては感染症拡大状況をみながら実施していく。

大学の入試改革が行われたが、各校の入試の動向や本校の受験状況を見ながら、入試日程や選抜方法について今後検討していく必要がある。

(8) 財務

評価項目	適切・・・4	ほぼ適切・・・3		
	やや不適切・・・2	不適切・・・1		
・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	④	3	2	1
・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	④	3	2	1
・財務について会計監査が適正に行われているか	④	3	2	1
・財務情報公開の体制整備はできているか	④	3	2	1

①現状と課題

学校の財務基盤は、収入の安定と数年間に渡り実施した経費節減の効果もあり安定している。大規模な設備投資として学生寮建設工事を行った。

会計監査は年3回実施され学園監事による監査も年1回行われている。

財務情報の公開については、私立学校法に則り本校のホームページで学校法人諏訪学園の財務状況を公開している。

②今後の対策

大規模な設備投資をおこなっているが財務状況は安定している。

支出の見直しを行い今後も引き続き効率の良い予算の執行を行う。

(9) 法令順守

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	④	3	2	1
・個人情報保護に関し、その保護のための対策がとられているか	4	③	2	1
・自己評価の実施と問題点の改善を行っているか	④	3	2	1
・自己評価結果を公開しているか	④	3	2	1

①現状と課題

養成校として遵守すべき法令・ガイドライン等に基づき運営、教育を行なっている。

個人情報の保護については、セキュリティの更新等を定期的に行っている。また、学外にデータを持ち出さないよう徹底している。

自己点検の結果については、学校関係者評価委員会の報告書と共に本校のホームページで公開している。

③今後の対策

教職員の関係法令に関する理解が深まるようFDやSD研修の実施を検討する。

理学療法士作業療法士指定規則改正から3年経過することから、教育課程とともに自己点検を行う必要がある。

自己点検・評価については、本校の現状を踏まえて行い、学校関係者の意見とともに運営、教育に活かす。

(10) 社会貢献・地域貢献

評価項目	適切・・・4		ほぼ適切・・・3	
	やや不適切・・・2		不適切・・・1	
・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	④	3	2	1
・学生のボランティア活動を奨励支援しているか	④	3	2	1
・地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか	④	3	2	1

①現状と課題

今年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学生ボランティア活動は実施していない。

理学療法学科では、山形県理学療法士会において2名が理事・監事として活動し、その他の教員についても県士会活動に積極的に貢献した。また、県内で実施した実習指導者講習会において3名が講師として講義ならびに演習を行った。さらに、山形市社会福祉協議会の依頼により、訪問ヘルパーならびに介護サービス責任者に対するリハビリテーションや介護に関する講義を実施した。

作業療法学科では、山形県作業療法士会において1名が理事(教育部担当)として活動し、その他の教員についても各委員会等へ積極的に貢献した。また、臨床実習指導者講習会の講

師・ファシリテーターを引き受け、年 3 回のオンライン講習会にて実習指導者に講義および演習を行った。また、認知症出前講座等を実施、市の要請による地域ケア会議にも積極的に参加し地域に貢献している。

中学校や高校からの施設見学や職業体験等を積極的に受け入れている。コロナ禍のため中止等もあったが今年度は 4 校の見学を受け入れ、進路を決めるうえでの情報提供を行った。

②今後の対策

今後の感染症の状況を見ながら社会貢献・地域貢献活動を再開する。体育館やグラウンドの借用についての要望があることから、今後、地域への開放について検討する。

総括

本校は、平成 26 年度から「専修学校における学校評価ガイドライン」(文科省:平成 25 年 3 月)に基づき、自己点検、評価を行なっている。

令和 2 年度入学生から指定規則改正に伴う新カリキュラムを適用し、授業を開始している。今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学内行事や臨床実習等、計画通りに実施できない部分があった。

就職率は、開校以来 100%を維持しており、国家試験の合格率については、両学科ともに 100%を達成できた。

以上の点を踏まえ令和 3 年度の自己点検・評価を実施した。各項目の総括は、以下のとおりである。

教育理念、目標

教育理念・目標・育成人材像などの学内表示、ホームページ、シラバスへの掲載は継続的に行っている。また、オープンキャンパスや高校訪問、入学時オリエンテーションでも積極的に伝えている。さらに、より具体的に本校の教育方針を周知するために、3 つのポリシーを策定し公表している。

学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会、実習指導者会議などを通じて業界のニーズ把握にも継続的かつ積極的に努める。

学校運営

学校運営については、運営委員会、入試委員会、教務委員会を核とした委員会で協議の上、全体で意思決定を行っている。

新型コロナウイルス感染症により様々な環境が変化していることから、事業計画などの見直しを実施するとともに柔軟に対応していく必要がある。

教育活動

教育理念や教育目標に沿った教育課程を編成している。また、資格取得に向けた対策、職業教育についての取組も十分に行なっている。授業評価の結果や教育課程編成委員会の意見や要望を取り入れより質の高い教育を行なっている。教員間の授業評価を継続的に実施し、学年ミーティングを通じてより連携を図っていく。指定規則改正に伴う新カリキュラムが進行している。より質の高い教育を行うため、授業の進め方や内容については今後も検討を重ねる。

学修成果

国家試験の合格率は、両学科ともに 100%を達成した。また、就職率については、100%を維持している。退学、留年については、臨床実習による成績不可が主な原因となっていることから様々な対策を講じ低減を図っている。

学生支援

高等教育修学支援新制度の対象校となった。今後も適切な運営を行い、体制を維持する。学生支援については、クラス担任制を採用していることから担任を中心とした支援体制をとっている。また、学生の健康管理、就職活動、課外活動等についても、継続して支援を行なう。

新型コロナウイルス感染症の影響により授業料の納付が困難な学生に対し、引き続き支払い猶予など柔軟な対応をとり、学業継続を支援する。

令和4年度に学生寮を開設したので、遠方からの通学生、受験生に対して周知していく。

教育環境

臨床実習については、両学科とも円滑に実施できる体制をとっているが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で承認を得ている施設のみで実施することが出来ず、急きょ実習の受け入れを依頼し、実施した。また、一部の実習において感染状況により実習中止や日程変更することとなり、代替措置として学内演習を実施した。

また、今年度もコロナ禍により、自宅学習をせざるを得ない状況になったが、ネットワーク環境をさらに整備し、オンライン授業でも滞りなく実施することができた。

学生受け入れ募集

学生募集活動については、高校訪問、進路指導課の先生方への学校説明会、オープンキャンパス、進学ガイダンス等を実施し、教育活動や国家試験・就職状況等を中心に情報提供を行なっている。県内各地区での出張講義を昨年度よりも回数を増やして実施し、多くの高校生が参加している。また、コロナ禍で開催できていなかった春のオープンキャンパスを規模縮小してではあるが実施することができた。

財務

学校の財務基盤は、収入の安定と数年間に渡り実施した経費節減の効果もあり安定している。

体育館棟並びに建設工事に伴う支出については、当初予算並びに資金計画のとおり執行している。

法令遵守

養成校として遵守すべき法令・ガイドライン等に基づき運営、教育を行なっている。

理学療法士作業療法士養成校指定規則が改正され、新カリキュラムでの授業を開始している。

社会貢献・地域貢献

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学生ボランティア活動は実施していない。オンラインを活用した講習会の講師等の地域貢献活動を行った。

自己点検で挙げられた課題と学校関係者評価委員会において出された意見や要望を取り入れより質の高い運営、教育を行なっていくこととする。

6. (参 考) 自己評価・学校関係者評価実施規程

山形医療技術専門学校 自己評価・学校関係者評価実施規程

平成26年4月1日制定

平成31年4月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、山形医療技術専門学校(以下「学校」という。)の学校評価並びに学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行なうための組織として学校内に自己評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会分掌)

第4条 委員会は、自己評価の目的を達成するために次の事項を所掌する

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第5条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教育、総務部長
- (3) 各科課長

(委員会運営)

第6条 委員会に委員長を置き、校長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職

務を代理する。

- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員会において必要と認めた場合には、委員以外の出席を求めることができる。

(自己評価の実施)

第7条 自己評価を実施する時期は、原則として毎年度3月とする。

2 自己評価は、委員長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

(自己評価結果の活用)

第8条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の補償と工場に継続的に努めなければならない。

(自己評価結果の公表)

第9条 校長は、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第10条 校長は、自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という。)に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第11条 関係者委員会は、次の各号に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 関連業界等関係者
- (2) 卒業生
- (3) 教育に知見を有する者
- (4) 企業経営者、地域住民
- (5) その他、校長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第12条 関係者委員会に委員長を置き校長をもってあてる。

- 2 関係者委員会は、校長が招集し、その運営にあたる。
- 3 校長が必要と認めた場合には、委員以外の出席を求めることができる。
- 4 関係者委員会は、委員の過半数の出席が無ければ開会することができない。
- 5 関係者委員会は、学校評価の進捗状況に応じて次年度計画策定までの間に開催しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 13 条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、学校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第 14 条 委員長は、関係者評価委員会の評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第 15 条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の向上に継続的に努めなければならない。

(関係者評価委員会結果の公表)

第 16 条 校長は、学校関係者評価結果について、公表しなければならない。

(その他)

第 17 条 本規程に定めるものの他、学校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

2 自己評価並びに学校関係者評価に関する事務処理は、教育改革室がこれをおこなう。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。